

野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道事業が発注する建設工事又は製造の請負、物品の購入及び測量、調査、設計等その他の業務委託（以下「建設工事等」という。）の適正な履行の確保に資するため、建設工事等から暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）の介入を排除する措置について、法令等に特別な定めがあるもののほか、必要な措置を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、野田市入札参加資格業者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）が別表第1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、野田市水道事業入札参加資格審査委員会の議を経て、同表に定める期間、当該有資格者に対し野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うものとする。

- 2 管理者は、前項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等共同組合について、当該有資格者と同一期間指名停止を行うものとする。
- 3 管理者が指名停止を行ったときは、建設工事等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 4 管理者は、指名停止の期間中の有資格者が、別表第1に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第3条 管理者は、前条第1項又は第2項の規定により指名停止を行ったときは、別記様式1により当該有資格者に通知するものとする。ただし、管理者が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該有資格者に対する通知を省略することができる。

- 2 管理者は、前条第4項の規定により指名停止の解除を行ったときは、別記様式2により当該有資格者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第4条 管理者は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負の禁止)

第5条 管理者は、指名停止の期間中の有資格者が、水道事業が発注する建設工事等に係る契約の全部若しくは一部を下請(二次下請等も含む。)し、又は受託することを承認してはならない。

(建設工事等における妨害又は不当要求を受けたときの措置)

第6条 管理者は、水道事業が発注する建設工事等の受注業者又は下請業者が、暴力団による建設工事等に係る妨害又は不当要求を受けたときは、報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導しなければならない。また、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は、水道事業が発注する建設工事等の受注業者の下請業者が、暴力団による建設工事等に係る妨害又は不当要求を受けたときは、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者に指導を求めるものとする。

(契約の解除)

第7条 管理者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が本項各号に該当するときは、契約を解除し、野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱に基づく措置を行うことができる。

- (1) 受注者が、別表第1第1号から第5号のいずれかに該当したとき。
- (2) 受注者が、下請契約又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が別表第1第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 受注者が、別表第1第1号から第5号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(関係機関への協力要請)

第8条 管理者は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1

措置要件	期間
<p>1 有資格者又は有資格者の役員等（代表者、非常勤を含む役員、支配人、支店長又はこれらに相当する職の者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団関係者が有資格者の経営に実質的に関与しているとき</p>	<p>当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>2 有資格者又は有資格者の役員等が、自社、自己もしくは第三者に不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>3 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>4 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>5 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>